

令和元年 第2回 臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和元年5月17日 開会

令和元年5月17日 閉会

美 深 町 議 会

令和元年第2回臨時会
美深町議会会議録
第1号 (令和元年5月17日)

◎議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第14号 財産の取得について
- 第 5 議案第15号 財産の取得について

◎出席議員(11名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 五十嵐庄作君 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

- | | |
|------------------|------------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 草野孝治君 | 住民生活課長 渡辺美由紀君 |
| 保健福祉課長 後藤裕幸君 | 農務課長 川端秀司君 |
| 建設水道課長 杉本力君 | 会計管理者 政岡英司君 |
| 総務グループ主幹 小林一仙君 | 企画グループ主幹 中江勝規君 |
| 生活環境グループ主幹 内山徹君 | 税務グループ主幹 山崎義典君 |
| 保健福祉グループ主幹 小野勇二君 | 農業グループ主幹 桜木健一君 |
| 建設林務グループ主幹 中林秀文君 | 水道住宅グループ主幹 南坂陽子君 |

◎教育委員会

教 育 長 石 田 政 充 君 教 育 次 長 望 月 清 貴 君
教育グループ主幹 大 堀 裕 康 君 教育グループ主幹 和 田 政 則 君

◎農業委員会

事 務 局 長 川 端 秀 司 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君

◎議会事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君 事務局副主幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達しておりますので、只今から令和元年 第2回美深町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において3番 和田議員、4番 五十嵐議員の両君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から平成31年4月実施の例月出納検査の報告の1件はお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きたいと思います。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第14号 財産の取得について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第14号 財産の取得について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号 財産の取得について提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、平成14年度に購入し、17年間使用したごみ収集塵芥

処理車、通称パッカー車でありますけれども、これを更新し住民の生活環境を確保するためのものでありまして、購入業者を決定するため4月23日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。以上、よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案の1ページをお開き頂きたいと思っております。議案第14号 財産の取得について。次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。取得財産でございます。ごみ収集塵芥処理車、取得金額が1,383万2,825円、取得先 中川郡美深町字東3条北3丁目、有限会社田中モータース 代表取締役 西村直也でございます。契約の相手方の決定にあたりまして指名競争入札5社で実施してございます。4月23日に執行してございますが、この際予定価格が1,260万5,799円、これは税抜きの価格となっております。これに対します落札価格が1,255万3,339円です。予定価格に対して99.58%、割り返しますと落札率となるものでございます。議案、資料をつけてございますので2ページ、1枚めくって頂きたいと思っております。議案第14号の資料として、まずこの車両のメーカーでございますけれども、車両本体はいすゞメーカーとなっております。これに収集に伴う架装をするわけですが、この架装が新明和工業株式会社の製品となっております。納入期限、契約期間でありますけれども、本年の11月11日を期限としてございます。なお、この主要の諸元につきまして以下の通り記載してございますので、ご了承頂きたいと思っております。以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第14号に関し質疑を行います。

5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 取得にあたりまして納入の期限が今年の11月11日ということですが、住民福祉の向上のためには更新も非常に大事な案件だと思っておりますが、これについて現在使用している車両の現状とこれが更新になった後の現在のパッカー車の状況をどのようにするのか、廃車処分にするのか、あるいは入札等の下取りという形になるのか、その辺のところをどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主査（内山 徹君） 只今ご質問頂きました現行の車両の状況と処分
の関係なのですけれども、現行の車両につきましては、昨年度大きな故障がありまして、
それを修繕して現在は正常に動いている状態であります。その車両につきましては、今回の
入札におきまして下取りという形で処分することとしております。以上です。

○議長（南 和博君） その他、ありませんか。なければ、これで質疑を終了します。こ
れから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第14号 財産の取得につい
て採決します。議案第14号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第14号 財産の取得については
原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第15 財産の取得について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第15号 財産の取得について議題とします。
提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第15号 財産の取得について提案説明を申し上げます。今
回の財産の取得につきましては、平成13年度に購入して18年間使用しましたロータリ
除雪車を更新し、冬期間の住民生活の基盤確保を図るためのものであります。導入業者を
決定するため、5月14日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところ
であります。この契約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご
審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたします。議案書3ページをお開き頂きたいと
思います。議案第15号 財産の取得について。次の財産を取得することについて議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決
を求める。取得財産、これはロータリ除雪車でございます。取得金額が4,500万92
00円。取得先が名寄市徳田289番地20 北海道川崎建機株式会社 名寄支店 支店長
上枝忠でございます。これも指名競争入札により5月14日に実施してございます。指
名業者は2社となってございまして予定価格がこれは税込みになってございまして4,8

29万9,820円でございます。これに対しまして落札価格が4,500万920円となつてございまして、この価格で契約をしようとするものでございます。落札率が93.17%となつてございます。これも資料を付けてございますので、最後のページ4ページご覧頂きたいと思ひます。メーカーがNICHIJOというメーカーになつてございます。納入期限は、年が明けまして令和2年の2月28日を納期として契約をしようとするものでございます。この主要諸元につきましては、ここの記載の通りとなっているものでございます。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第15号に関し質疑を行います。

10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） この納入期限というのが令和2年2月28日ということになれば、いわゆる本年度の除雪期間、3月となればもう相当の除雪体制が終了時期にかかってくる時期だと思うのですけれども、納入期間の契約に関しては入札時に再度話し合いがでなかつたものなのか、向こうの条件でこの2月28日が納入期限になったのか、その点についてだけお聞かせください。

○議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 今回の取得にあたりましては、事前にメーカーさんの方に納期等の確認をしてございまして、民間のロータリ除雪車の発注件数が増えてきているという事で2月いっぱいまでの納期でなければ納入が中々難しいという事で仮契約時に2月28日という事で定めてございます。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） 2社ともそういう状況だったのか再度お聞かせ下さい。

○議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 2社とも同様の状況という事でございます。

○議長（南 和博君） その他、質疑ありませんか。

3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 今の関連でいきますと、それによる除雪体制の想定されるものというのは、どのようなものが考えられるのか教えて下さい。納入が遅れる事によって体制的に何かまずい事があるのかなのかという。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 従前使っているロータリ車は整備しながら今も使っておりますので、従前どおりの除雪体制で期限までは使うというような状況でその辺の支障は

ございません。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

5 番 岩崎議員。

○5 番（岩崎泰好君） 先程と同じ質問であります。今答弁の中では、従前のものを使っていくという事でしたが、これの取得後についてロータリ車は処分という形になるのか、それとも除雪体制が大変厳しい中でこれを使える間、使っていくような形で新たな1台をとる形になるのか、その辺はどのようなお考えになっておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 現行の車両におきましては、新しいロータリ除雪車が納入になりました後に、競売にかけて売却をする予定をしているところであります。

○議長（南 和博君） 5 番 岩崎議員。

○5 番（岩崎泰好君） 住民の福祉の為に冬場の除雪体制というのは、非常に大切なところだと思いますが、もしも競売という形をとるのであれば、ちょっと思いとどまってしっかりとその今新しく購入した部分とある意味ロータリが2台体制になるという事になりますよね。現在の除雪に新たな機械が増えるのですから、そういう形でより小まめに町の除雪体制を組んでいくべきだと思いますがその辺の考えはどのようなのでしょうか。

○議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 今回の財産の取得におきましては、国の交付金事業を活用した中で財政的にも考慮して取得をしていくという事でしたが、交付金の採択上、積寒機械の更新という形でもって持っているものですから、現状の車両を再度活用していくというのは難しいものだと考えてございます。

○議長（南 和博君） 他、なければ質疑を終了します。これから議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第15号 財産の取得について採決します。議案第15号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第15号 財産の取得については原案の通り可決されました。以上で本臨時会の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。これで令和元年 第2回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 和 田 健

署名議員 五十嵐 庄 作